

徳島県告示第三百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る 事業所の名称	指定に係る 事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
株式会社南海	三好郡東みよし町中庄一 三五四―一	グループホーム いこいの家	三好郡東みよし町中庄八 〇一―三	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同 生活介護	令和五年十二 月三十一日